

「東久留米市教育振興基本計画(素案)」について

パブリックコメント(ご意見)を募集します

市教育委員会では、市が目指す教育の姿やその実現に向けて取り組むべき方向性を示した「東久留米市教育振興基本計画」を策定しています。

このたび計画素案がまとまりましたので、皆さんのご意見をお聞かせください。

【閲覧期間・場所】閉庁日・閉館日を除く11月25日(月)～12月16日(月)に、市ホームページ、教育部総務課(市役所6階)、市政情報コーナー(同2階)、中央・滝山・ひばりが丘・東部の各図書館でご覧いただけます。

「(仮称)第二次東久留米市子ども読書活動推進計画(案)」について

市では、平成19年に「東久留米市子ども読書活動推進計画」を策定し、さまざまな取り組みを行ってきました。このたび第二次計画の策定について検討を行い、第一次計画

の検証と第二次計画の新たな取り組みをまとめましたので、皆さんのご意見をお聞かせください。

※お寄せいただいたご意見の概要およびご意見に対する考え方は、後日図書館ホームページで公開します。ご意見の返却や個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

11月23日(祝)

終日市役所本庁舎を閉館します

11月23日(祝)は、市庁舎1階出入口横に設置のものを含む金融機関ATM・地下駐車場などもご利用いただけません。

市役所1階市民プラザ・屋内ひろば・証明書自動発行機(東久留米駅東口エレベーター)は、ご不便をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

東村山都市計画特別緑地保全地区の追加(案)の縦覧を行います

東村山都市計画特別緑地保全地区(第3号黒目川越処橋特別緑地保全地区)の追加(案)の縦覧を行います。

【縦覧期間】土曜・日曜日を除く11月15日(金)～29日(金)の午前8時半～午後5時

【場所】環境政策課(市役所5階) 詳細は同課みどり公園担当 ☎470・7753へ。

記して、住所・氏名・年代(例40代・性別)ご意見を記入の上、〒203-8555、市役所教育部総務課宛て郵送またはファクス(470-7811)、電子メール(kyoiku-somu@city.higashikurume.lg.jp)で送信してください。なお、電話や

来庁による口頭のご意見はお受けできません。 ※お寄せいただいたご意見は、個人情報を除いた上で要約し、後日ホームページで公開します。ご意見の返却や個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

第65回人権週間 12月4日～10日

みなで築こう 人権の世紀 考えよう相手の気持ち 育てよう 思いやりの心 私たちは、誰もが人間らしく、幸せに生きたいと願っています。しかし、身の回りに、女性に対する差別、子どもや高齢者への虐待など、さまざまな人権問題があります。こうした問題への理解や情報の不足から、無意識のうちに偏見や差別意識などを持っていませんか。お互いの人権が尊重される住みよい社会をつくるために、家庭や職場、学校、地域社会などの身近な場面において、私たち一人ひとりに人権に対する正しい理解が求められています。

「人権週間市民のこころ」を開催します 市内小・中学生から募集した作文の発表や、標語・ポスターなどの展示をします。

【日時】12月7日(土)午後2時～3時 【会場】市民プラザホール ※手話通訳者あり。 【入場料】無料 当日直接会場へ。 詳しくは生活文化課 ☎470・7738へ。

後期高齢者医療制度 医療費等通知書を送付します

東京都後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆さんに、健康管理や保険診療などの内容に認識を深めていただくため、11月中旬に医療費等通知書を送付します。

適用外の額は含みません。 【対象】24年7月～25年6月に、内科・歯科・調剤などの診療報酬点数が1点以上ある方。または柔道整復師の施術・鍼灸・マッサージなどを受けた月がある方。 【その他】この通知による手続きの必要はありません。 詳しくは保険年金課高齢者医療係 ☎470・7846へ。



「障害年金」 視野の障害認定基準が変わりました

25年6月1日から眼の障害認定基準が改正されました。

視野の障害の2級の基準が一部追加されたため、今まで該当しなかった方が該当する可能性があります。 【改正内容】(一)両目の視野が5度以内(一/二視標に加え、(二)次のいずれにも該当する方も2級に該当します。

①両目の視野が10度以内(一/4視標) ②中心10度以内の8方向の残存視野のそれぞれ角度の合計が56度以下(一/2視標)が追加されました。 障害年金を受けていない方は、今まで障害年金に該当しなかった場合も、新たに請求すれば、該当する可能性があります。

募集

嘱託員(保健師)

【勤務内容】健康相談など

【雇用期間・勤務時間など】12月16日～26年3月31日の午前8時半～午後5時15分。月16日。勤務日数などは相談可

【募集人数】若干名 【報酬】市の規定による(交通費は別途支給) 申し込みは11月29日(金)までに、履歴書(写真貼付)と資格証明書の写しを、健康課特定健康係(わくわく健康プラザ内)へ直接持参してください。

※書類選考と面接の上、決定します。 詳しくは同係 ☎477・0013へ。

《事前に電話でご予約を》

相談名	相談日時	相談員	予約開始日・定員など	会場
法律相談	4日・11日 18日・25日	いずれも水曜日 午前10時から	弁護士 11月28日(木)・各日8人 12月12日(木)・各日8人	市役所2階相談室
登記相談	4日(水)午後1時から	司法書士	11月29日(金)・5人	
表示登記相談	4日(水)午後1時から	土地家屋調査士	11月29日(金)・5人	
税務相談	11日(水)午後1時から	税理士	12月6日(金)・5人	
人権身の上相談	18日(水)午後1時から	人権擁護委員	12月13日(金)・4人	
不動産相談	18日(水)午後1時から	宅地建物取引主任者	12月13日(金)・5人	
交通事故相談	25日(水)午後1時から	弁護士	12月19日(木)・5人	
相続・遺言・成年後見等相談	11日(水)午前10時から	行政書士	12月5日(木)・4人	
年金・労災・雇用保険・人事管理等相談	25日(水)午前10時から	社会保険労務士	12月19日(木)・4人	
経営相談	平日の午前10時～午後4時	市商工会経営指導員	前日までに東久留米市商工会 ☎471・7577	
女性の悩みご相談	2日・9日 16日・20日	いずれも午後1時半～4時半 女性カウンセラー	11月20日(水)・各日3人 12月4日(水)・各日3人	午前9時から電話で男女平等推進センター ☎472・0061
女性弁護士による法律相談	6日(金)午前9時半～午後0時半	女性弁護士	11月22日(金)・3人	市役所1階屋内ひろば
耐震相談	13日(金)午後2時～5時	東久留米建築設計協会	前日までに同協会事務局・桑原建築設計事務所 ☎476・1515	市役所1階屋内ひろば
教育相談室	火曜～土曜日 月曜～金曜日	午前10時～午後5時 ※電話相談も可	教育相談員 中央相談室 ☎473・3667 (成美教育文化会館内教育センター) 滝山相談室 ☎475・8909 (西中学校隣)	市役所1階屋内ひろば
母子相談	開庁日	母子自立支援員	子育て支援課 ☎470・7736	

12月の気軽にお気軽に無料相談

相談名	相談日時	相談員	会場
知的障害者相談	11日(水)午前10時～正午	知的障害者相談員	市役所1階相談室
身体障害者相談	13日(金)午前10時～正午	身体障害者相談員	市役所1階相談室
心身障害者(児)相談	平日の午前9時～午後5時 ※電話相談も可 ☎477・2711	さいわい福祉センター指導員	さいわい福祉センター
職業相談	開庁日の午前9時～午後5時	ハローワーク三鷹職員	市役所1階ワークコーナー
住宅増改築相談	12日(木)午前10時～午後4時	市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会	市役所1階屋内ひろば
消費者相談	平日の午前10時～午後4時 ※電話相談も可 ☎473・4505	消費生活相談員	生活文化課(市役所2階)
妊婦訪問	訪問希望の方は健康課保健サービス係 ☎477・0022	助産師・保健師	ご自宅
赤ちゃん訪問			

※東京都でも、「交通事故相談」 ☎03・5320・7733を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくは直接問い合わせください